

池田市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備や有事の対策を示した計画

計画に基づく対策の目的

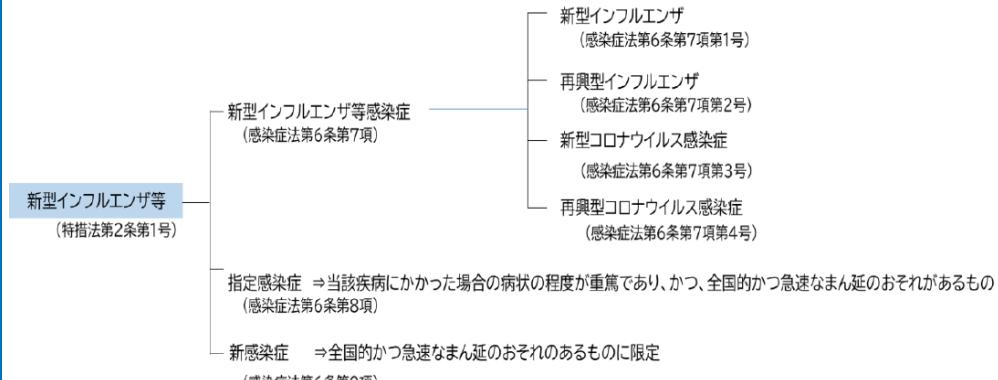
「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
- ・流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす

「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最少となるようにする」

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する
- ・市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める

行動計画で対象となる感染症



新型インフルエンザ等対策行動計画改定の背景

未知の感染症との接触機会の拡大・各国との往来の飛躍的拡大により

- ・世界が新興感染症等の発生のおそれ直面している
- ・感染症危機が広がりやすい状況に置かれている

+

新型コロナウイルス感染症への対応の経験



- ・新型インフルエンザ等政府行動計画の抜本的改正
- ・大阪府新型インフルエンザ対策行動計画の改定



池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

池田市新型インフルエンザ等対策行動計画案の構成

第1部 池田市新型インフルエンザ等 対策行動計画の構成

本行動計画の全体構成について、計画等との関連や基本方針、実施すべき項目や国・地方公共団体等の役割について記載

第1章	新型インフルエンザ等 対策特別措置法と行動計画
第2章	新型インフルエンザ等 対策の実施に関する基本方針
第3章	新型インフルエンザ等 対策の対策項目
第4章	新型インフルエンザ等 対策推進のための役割分担

第2部 新型インフルエンザ等対策の 各対策項目の考え方及び取り組み

本市が対応すべき7項目について、準備期、初動期、対応期での取り組むべきことを記載

第1章	実施体制
第2章	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
第3章	まん延防止
第4章	ワクチン
第5章	保健
第6章	物資
第7章	市民の生活及び地域経済の安定 の確保

第1部 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	感染症危機を取り巻く状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策行動計画について
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を目的に時期に応じた戦略やさまざまシナリオを想定
第3章	新型インフルエンザ等対策の対策項目	主要な対策項目を「①実施体制」「②情報提供・共有、リスクコミュニケーション」「③まん延防止」「④ワクチン」「⑤保健」「⑥物資」「⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保」と設定
第4章	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	国・地方公共団体・市民・その他機関の役割をそれぞれ規定

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制	第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
<p>【準備期】</p> <p>関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。</p>	<p>【準備期】</p> <p>平時から感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、府及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。また、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。</p>
<p>【初動期】</p> <p>準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。</p>	<p>【初動期】【対応期】</p> <p>市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。</p>
<p>【対応期】</p> <p>感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひつ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。</p>	<p>その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。</p>

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第3章 まん延防止	第4章 ワクチン
<p>【準備期】</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者等の理解促進に取り組む。</p>	<p>【準備期】</p> <p>国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。</p>
<p>【初動期】</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。</p>	<p>【初動期】</p> <p>国や府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。</p>
<p>【対応期】</p> <p>新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。</p>	<p>【対応期】</p> <p>国や府の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようになるとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で隨時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。</p>

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第5章 保健	第6章 物資
<p>【準備期】</p> <p>市は国や府からの発信される感染症の情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。市と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。</p>	<p>【準備期】</p> <p>感染症対策物資等は有事に対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。</p>
<p>【初動期】</p> <p>初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市行動計画及び業務継続計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。</p>	<p>【初動期】</p> <p>感染症対策物資等の不足により、対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ。</p>
<p>【対応期】</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、池田市が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。</p> <p>その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。</p>	<p>【対応期】</p> <p>感染症対策物資等の不足により、対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。初動期に引き続き、府と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。</p>

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

【準備期】

池田市は自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行う。また、公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【初動期】

池田市は新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

【対応期】

池田市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

